

平成20年5月29日

自由民主党

総裁 福田康夫様

薬害 C 型肝炎被害者救済に係る要望

自由民主党新潟県支部連合会

会長 稲葉大和
幹事長 石井修
総務会長 三林碩郎
政務調査会長 小野峯生

薬害 C 型肝炎被害者救済に係る要望

薬害 C 型肝炎被害者の患者認定に当たっては、今年 1 月に成立した薬害 C 型肝炎被害者救済特措法に基づき裁判所が行うこととなっているため、患者は国を相手取って提訴し、主因となる血液製剤の投与をカルテなどで証明する必要がある。

しかしながらカルテの保護義務が 5 年とされていることから証明の難しい患者が多くいることが予想されている。

患者には何の落ち度も無く、また、衆参両議院の厚生労働委員会で決議もなされていることから、国が責任を持って被害者の救済に当たるべきである。

よって党本部におかれては下記の事項について、特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 カルテなどが無い薬害 C 型肝炎患者も、カルテ以外の記録、証明、証言などによって対象製剤で感染したとみなされる患者については、薬害 C 型肝炎被害者として認定し、薬害 C 型肝炎被害者救済特措法を適用して救済することを関係機関に強く働きかけること。
- 2 現行の肝炎治療特別促進事業の対象医療の拡大をはじめ、国の責任において、ウイルス性肝炎の専門的な治療がどこでも受けられる治療体制の整備など患者の視点に立った総合的な肝炎対策の充実を図ること。